◇**消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二五四号）（総務省）

1　平成二三年度に限り、市町村及び水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を団員一人当たり一、九〇〇円から二万四、七〇〇円に引き上げることとした。（附則第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国民年金法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二五五号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係（第一条関係）

第三号被保険者期間と重複する期間が判明し年金記録が訂正された場合に、当該期間に引き続く第三号被保険者期間を保険料納付済期間として取り扱う措置について、対象外とする期間を定めることとした。

二　厚生年金基金令の一部改正関係（第二条関係）

厚生年金基金が解散する場合における特例措置の要件について、必要な規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**自衛隊法施行令の一部を改正する政令**（政令第二五六号）（防衛省）

1　平成二三年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合の償還金の算定の基礎となる金額を四、八一一万円とした。（別表第一二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**原子力損害賠償支援機構法施行令**（政令第二五七号）（内閣官房）

1　実用再処理施設

実用再処理施設は、実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質に係る再処理を行う再処理施設であって試験研究の用に供するもの以外のものとした。（第一条関係）

2　国庫への納付手続等

原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）が国庫への納付金を納付するときは、当該納付金を翌事業年度の七月三一日までに国庫に納付しなければならないこととするなど、国庫への納付金の納付の手続等について所要の規定を設けることとした。（第二条及び第三条関係）

3　借入金及び原子力損害賠償支援機構債の発行の限度額

機構の金融機関等からの借入金及び原子力損害賠償支援機構債（以下「機構債」という。）の発行の限度額は、二兆円とした。（第四条関係）

4　機構債の発行の方法等

機構債の発行は、募集の方法によるなど、機構債に関し所要の規定を設けることとした。（第五条～第一二条関係）

5　主務大臣及び主務省令

主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とするなど、主務大臣及び主務省令に関し所要の規定を設けることとした。（第一四条関係）

一　機構の組織及び人事に関する事項　内閣総理大臣及び文部科学大臣

二　業務に関する事項　内閣総理大臣及び経済産業大臣

三　財務及び会計に関する事項　内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣

6　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

法律第九十二号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「この法律の施行の日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内」を「平成二十三年十二月三十一日までの間」に改める。

第三条中「定める日」の下に「まで」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第九十三号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第五項中「その業務」の下に「（加入員又は加入員であつた者に年金又は一時金の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）」を加える。

第百三十七条の十五第二項第二号中「基金」を「第百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行うことその他基金」に改める。

附則第五条に次の二項を加える。

12　第一項の規定による被保険者（同項第二号に掲げる者に限る。次項において同じ。）は、第百十六条第一項及び第二項並びに第百二十七条第一項の規定の適用については、第一号被保険者とみなす。